



平成22年4月12日
卓話 『日本の民主主義』
西村あさひ法律事務所
顧問弁護士
福田 博 様



ご紹介にあずかりました福田と申します。本日は日本の民主主義がシステムとして機能しているかという話ですが、簡単に言うとあまり機能していないと考えています。民主主義は代表者を投票で、つまり多数決で選ぶわけですから、投票の価値が平等でないと何が多数かわからないんですが、日本ではそれが無いようになっております。その責任の多くは私が10年間いた最高裁にある。

最高裁は投票権の平等が侵害されてもそんなに問題にする必要はないという判決を出し続けてまいりました。ある程度格差があることを前提に1票の格差の許容範囲を決めていた。そのうえ駄目だと言わないもんですから、今、参院では6倍の格差があります。ちなみにアメリカの下院は1.08倍。アメリカの最高裁が投票権の平等は何よりも代表民主制で大事だという判決を50年ぐらい前にバタバタと出して一挙に変わった。

昨年8月の衆院選挙について投票権が平等でないという訴訟が方々でおきました。この訴訟は高裁で始まって最高裁へまいります。これまでに出た判決を見ると、違憲ではないという1つを除いて、違憲ではあるがそれを直す暇が国会に無かったのでしょうかがないというもの、全く憲法違反であって無効にまではしないけれど、直す暇はあったのに直さなかつたのだけしからんというものです。これは私が最高裁にいた時を含めて初めてのことです。最高裁は秋以降判決を出します。衆院はうまくいけば任期が4年あるわけですから次の選挙までに直せなかつたという言訳がきく前に判決が出る。ですからその結果を反映して選

挙法を直さなきゃいけないということが初めて現実問題になる。私の感じで言うと国会に幅広い裁量権があるからという言い方は段々通用しないんじゃないかな。今国会は自民党であれ



民主党であれ、今の選挙法で当選してきた人ばかり。そこが決めることだと言って逃れられる時代は過ぎてると思うんです。この一票の格差論は日本独特の考えです。でも3倍とか6倍がよくてどうして7倍になると駄目なんだというのは説明がつかない。やっぱり投票権は平等だという方から出発して、こうなつたら憲法違反になるという言い方をするのがるべき姿じゃないかと思います。

ダニエル・オキモトというスタンフォード大学名誉教授の論文によれば、日本は明治維新、第2次大戦での敗北に次いで今は第3の危機にあるという。しかしながら日本には新しい国家方針が緊急に必要であるという統一意識がない。バブルに浮かれて制度改革を行ってこなかつた。膨大な国の借金と人口の高齢化・少子化という点で過去の危機に異なるという内容です。3つの危機のうち2つは巨大な外圧ですが今回は違います。きちんとした対応が求められるわけですが、さてどうなるか。やっぱり我々がどういうことができるのか、どういうことが起きているかを見ることが必要だと思います。ありがとうございました。